

# 法定無線設備の搭載義務化

## 対象船舶

- 以下の船舶に対し、法定無線設備(運航中、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる無線設備)から**携帯電話を除外又は法定無線設備の搭載を義務化**。

航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		12m	20トン	12m	20トン
平水区域	湖川港内 (琵琶湖を除く)	—	—	—	—
	琵琶湖	業務用無線、衛星電話又は携帯電話※		業務用無線、衛星電話又は携帯電話※	
	上記を除く平水区域	業務用無線、衛星電話又は <b>携帯電話</b>		業務用無線又は衛星電話	
沿海区域	2時間限定沿海	業務用無線、衛星電話又は <b>携帯電話</b>		業務用無線又は衛星電話	
	沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話	
	上記を除く沿海区域	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話	

※ 航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

 :知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

## 適用日

### ①旅客定員13人以上の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:適用済み
- ・遊漁船業にのみ供する船舶:令和8年10月1日以降最初の中間検査又は定期検査までに搭載(予定)
- ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶:令和6年4月1日以降最初の中間検査又は定期検査までに搭載

### ②旅客定員12人以下の船舶

- ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和7年6月1日以降最初の中間検査又は定期検査までに搭載
- ・遊漁船業にのみ供する船舶:令和8年10月1日以降最初の中間検査又は定期検査までに搭載(予定)